

お知らせ

厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する法律の改正がありました。

これに伴い、当院においても令和7年4月1日より負担金が変わりますのでお知らせいたします。患者様ならびにご家族様には負担額変更に伴いご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。（全医療機関共通の負担額変更となります）

■内科病棟にご入院中の方

療養病床（内科）への入院時の食費（1食あたり）と居住費（1日あたり）は下表の額になります。（制度改正により令和7年4月1日から負担額が変更となります。）

食費・居住費の自己負担額（令和7年4月1日から）			
負担区分	入院医療の必要性が低い方※2の食費（1食につき）	入院医療の必要性が高い方※1の食費（1食につき）	居住費（1日につき）
現役並み所得・一般の被保険者※3	510円※4	510円	370円
区分Ⅱ・（オ）	240円	240円 190円（長期入院該当）	370円
区分Ⅰ 老齢福祉年金受給者以外の方	140円	110円	370円
区分Ⅰ 老齢福祉年金受給者	110円	110円	0円
指定難病患者	300円	300円	0円

※1 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方などが該当します。

※2 入院医療の必要性が高い方以外の方が該当します。

※3 「現役並み所得・一般の被保険者」には、令和4年10月1日から自己負担割合が「2割」となる方を含みます。

■精神科病棟にご入院中の方

食費の自己負担額（令和7年4月1日から）	
負担区分	食費（1食につき）
現役並み所得・一般の被保険者※1	510円※2・3
住民税非課税等 区分Ⅱ・（オ） 過去12か月の入院日数が90日以内	240円
住民税非課税等 区分Ⅱ・（オ） 過去12か月の入院日数が90日超（長期該当）	190円
住民税非課税等 区分Ⅰ	110円

- 区分Ⅱに該当する方
住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方
- 区分Ⅰに該当する方（ア・イいずれかに該当する方）
ア. 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）
イ. 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

※1 「現役並み所得・一般の被保険者」には、令和4年10月1日から自己負担割合が「2割」となる方を含みます。

※2 指定難病患者の方は1食300円です。

※3 精神病床へ平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して入院した患者の方は、当分の間1食260円に据え置かれます。